

第10回総会を開催しました

彩都東部地区地権者協議会（以下「当協議会」と呼びます。）の会員の皆さまには、当協議会の活動について、平素よりご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和5年6月15日（木）に、茨木市役所南館8階中会議室において、第10回総会を開催し、協議会会員23名（代理人を含む）の方にご出席いただきました。

総会では、令和4年度活動報告のほか、会計の辰見様より令和4年度の決算報告、会計監査役の久保様より監査報告について、ご報告いただきました。

また、東部地区各エリアの進捗状況等について、北エリア（D、E、F区域）の新たな造成計画の説明や、A区域とC区域での工事の進捗状況、D-1区域では土地区画整理準備組合の設立及び業務代行予定者に株式会社フジタが選定されたことなど、東部地区の事業化に向けた取り組みの報告がありました。詳細は、別紙「東部地区各エリアの進捗状況等について」をご確認ください。

第10回総会の主な内容

- 1 『令和4年度活動報告』
- 2 『令和4年度決算報告及び監査報告』
- 3 『東部地区各エリアの進捗状況等について』

D・E・F区域における新たな造成計画の提案について

D、E、F区域の新たな造成計画の提案について、事務局より説明がありました。

平成30年3月に当協議会が策定しました『彩都東部地区全体開発計画案』をもとに、D区域まちづくり協議会において、事業化検討パートナーを中心に、事業フレーム、事業区域の設定など、より詳細な検討を進められましたが、近年の物価、資材の高騰や社会経済情勢等の変化を踏まえ、D、E、F区域における、より効果的、効率的な造成計画や事業フレームについて、当協議会の事業化検討アドバイザーかつD区域の事業化検討パートナーである株式会社フジタより提案がありました。

主な提案内容

① 事業区域を3区域（D、E、F）から4区域（D-1、D-2、E、F）に変更すること

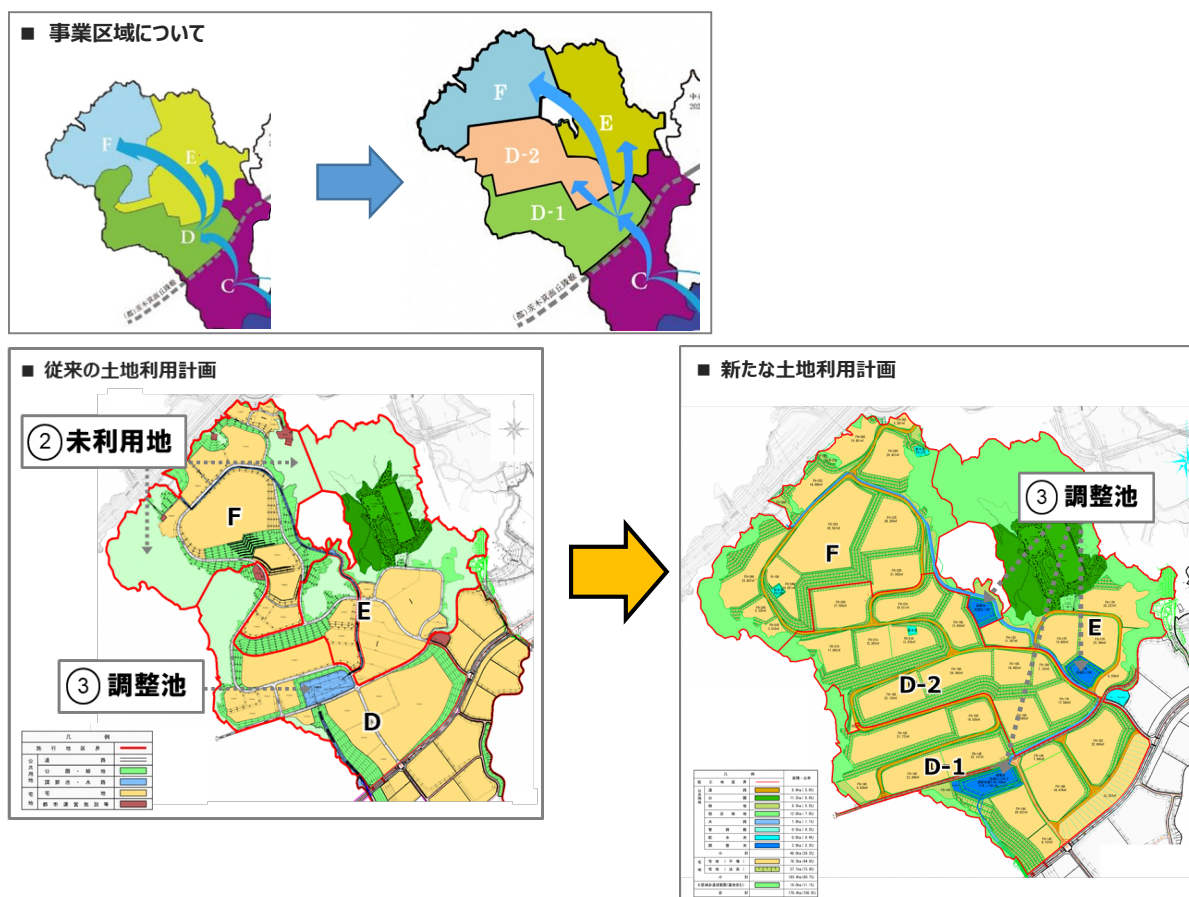
1区域あたりの事業区域面積を縮小させることにより、効率的で迅速な事業推進を図ります。

② D、E、F区域の有効宅地を増やすこと

未利用地の最小化を図り、有効宅地面積を増やすことにより、事業成立性の向上を目指します。

③ 調整池を分散すること

1か所に集約されていた調整池を3か所に分散することにより、各区域の負担の平準化を図ります。



これらの提案内容は、D区域のみならず、E、F区域の事業性改善も目指したものとなっております。これらの提案にもとづいて、今後、D-1区域土地区画整理準備組合の業務代行予定者や関係機関との協議・調整を行い、事業化に向けた検討を進めてまいります。

お願い（権利変動時のご連絡）

彩都東部地区地権者協議会では彩都東部約 280ha 内の地権者等を対象に、事業化に向けた取組みを行うことから、今後、相続や転売等により名義に変更が生じる場合は、下記事務局までご一報いただきますよう、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■発行：彩都東部地区地権者協議会

■事務局：（窓口）茨木市都市整備部北部整備推進課 Tel:[072-620-1609](tel:072-620-1609)